

【ご近所親子ふれあい安心住宅について】

親、子、孫が世代間で支え合い助け合って住むことを推進するため、親世帯および子世帯（または孫世帯）が近居できる住宅と隣居できる住宅を募集します。

（１）申込資格

募集する市営住宅および市営住宅の中学校区内（または隣接する中学校区内）に居住すること。

- ・親世帯：市内に居住する世帯または単身居住要件を満たす者（市営住宅募集案内p2参照）
- ・子（または孫）世帯：市内外に居住する世帯または単身居住要件を満たす者（ " ）
- ・収入基準や住宅困窮などの申込資格の要件を満たしていること

※市外に居住する子（または孫）世帯でも、申込資格の要件を満たしたうえで、親世帯が市内に居住している場合は申込みができます。（市外に居住している親世帯は申込みができません。）

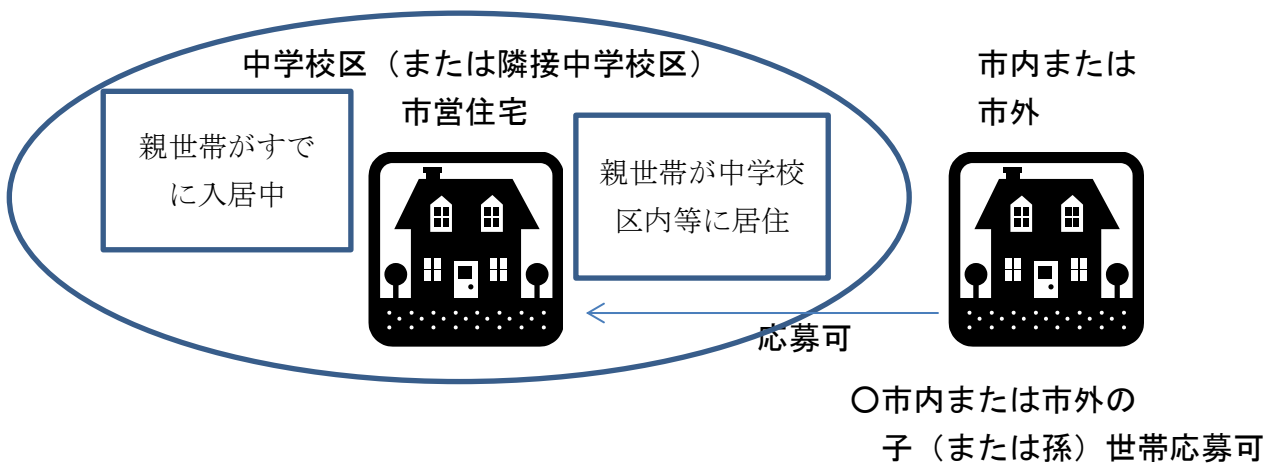
※親世帯と子（または孫）世帯とが親子関係等につながることが必要。（死亡等により、親子関係等が維持できなくなっても、市営住宅の入居者資格を満たす限り、継続入居は可能。）

（２）募集形態

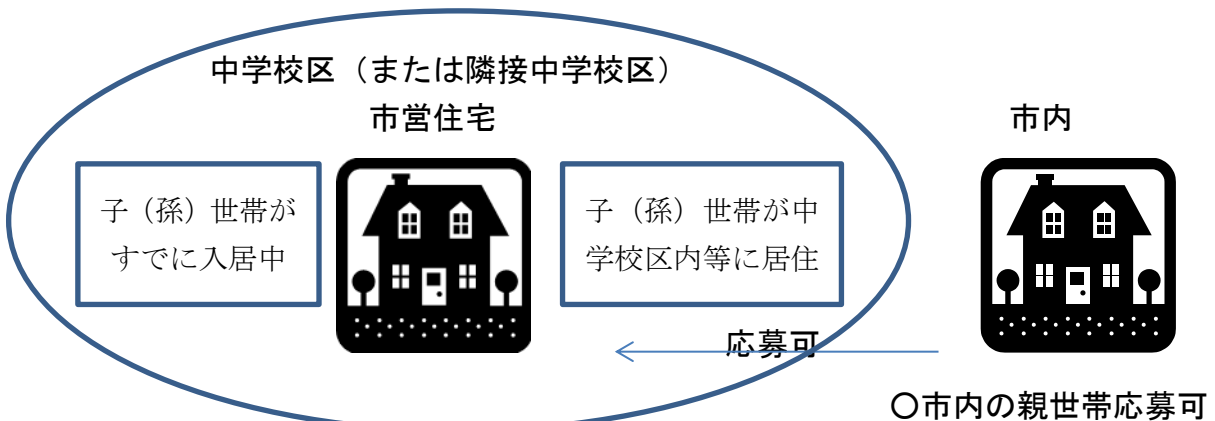
【近居タイプ】

募集する市営住宅の中学校区内および隣接する中学校区内で、親、子（または孫世帯）の呼び寄せ近居が実現する1住戸を募集

（ア）募集する市営住宅および市営住宅の中学校区内（または隣接する中学校区内）に、親世帯がすでに住んでいる場合



（イ）募集する市営住宅および市営住宅の中学校区内（または隣接する中学校区内）に、子（または孫）世帯がすでに住んでいる場合



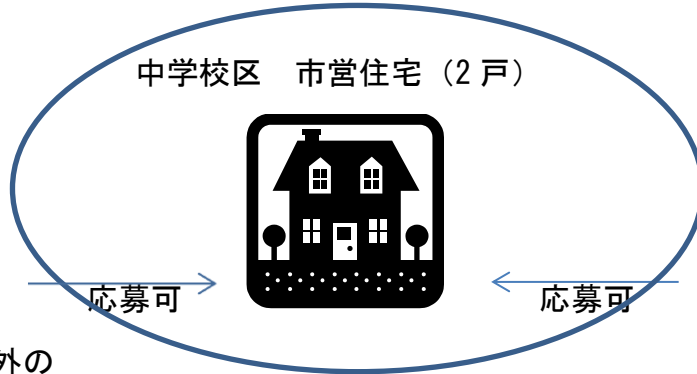
【隣近タイプ】

同一の市営住宅内で、親、子（または孫）世帯で2住戸を1組とする募集

（ウ）募集する市営住宅に親世帯1住戸、子（または孫）世帯1住戸を1組とする2住戸に住む場合

2戸同時入居（同時募集）

市内または
市外



市内



○市内および市外の
子（または孫）世帯応募可

○市内の親世帯応募可

※募集する2つの住戸については、隣室や同じ階、同じ棟とはならない場合があります。

（3）その他

- ・その他の条件について必ず市営住宅募集案内をご覧のうえ申し込んでください。
- ・他の市営住宅等との重複申込みはできません。